

第38号議案

「読み書き・計算につまずく子どもへのアプローチ」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年10月18日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・**後援**名義使用申請書

平成29年 10月 2日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 文の子の会

住所 (所在地) 文京区大塚

代表者名 (ふりがな) いのうえみわ
井上美和

代表者連絡先
(事務担当者)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援**名義を使用したく、申請します。

記

事業名	読み書き・計算につまずく子どもへのアプローチ		
実施期間	平成29年 12月 10日 (日) から 平成29年 12月 10日 (日) ま(1日間)		
実施場所	福祉センター江戸川橋視聴覚室及び地域活動室A (託児室)		
事業内容	目的※	今年度から区立小学校全校に特別支援教室が設置されました。通常級においても読み書き計算につまずく児童が見受けられます。LDのある子ども達の存在は単に集中力や性格・家庭環境の問題と捉えられがちで家族や先生も気づきにくいことが問題の一つです。その現状をお伝えし早期に子どもの困難さに気づき効果的な学習や支援をするための気づきを得る目的で講演会を開催します。	
	内容	LDの第一人者である上野一彦先生 (東京学芸大学名誉教授/特別支援教育士スーパーバイザー) の講演会	
	対象者	区内の未就学~学齢期の保護者、教員、福祉関係者、区民 (参加予定人員 50人)	
	参加費	1000円	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文京区 (障害福祉課に申請中)		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業予算書

事業名 講演会「読み書き・計算につまずく子ども
へのアプローチ」

団体名 文の子の会

収 入	単位：円	支 出	単位：円
参加料 (¥1000×45名)	45000	講演会部屋代	2400
		お子様見守り部屋代	500
		チラシ作成	5000
		講師謝礼	30000
		お子様見守りボランティア謝礼	6000
		資料作成会議室	250
		雑費	850
計	45000	計	45000

平成29年10月2日

(備 考)

知りたい

読み書き・計算につまずく 子どもへのアプローチ

…教育関係者、保護者、当事者、福祉関係者、学びのヒントを得たい皆さまに…

東京学芸大学名誉教授 特別支援教育士スーパーバイザー

上野一彦先生 講演会

LDの第一人者の視点から



- ① LDの子どもたちに効果的な指導とは？
- ② 合理的配慮による有意義な学習方法は？
- ③ 発達障害の子の進学と就職は？
- ④ ひとりひとりのステップアップに繋がるアセスメントとは？

上野一彦先生プロフィール

東京学芸大学名誉教授。特別支援教育士SV。早くからLD教育の必要性を主張。その支援教育を実践するとともに啓発活動を行い、1990年全国LD親の会、1992年日本LD学会設立に携わる。文部科学省「学習障害児の指導方法に関する調査研究」等の協力者会議委員、文科省初中局視学委員、東京都「心身障害教育改善検討委員会」委員長等を務める。『発達が気になる子の心に届く叱り方・ほめ方(学陽書房)』など著書多数

日時

2017年12月10日(日) 14時～16時
(受付13時40分～)

会場

文京区民センター 3階3A会議室 文京区本郷4-15-14
都営三田線・大江戸線「春日駅」徒歩2分／東京メトロ丸ノ内線・南北線「後楽園駅」徒歩5分

申込

fuminokonokai.bunkyo@gmail.com

会費

1,000円

定員

50名

■申し込みには、次の項目のご記入をお願いします。

①氏名 ②連絡先 ③参加人数(託児希望の場合、お子様の年齢)を明記してお申し込みください。

■託児スペース(会議室3B)を設けております。お子様連れでもお気軽にご参加ください。(10人限定)

■申込後2日以内に確認メールが届きます。上記アドレス(fuminokonokai.bunkyo@gmail.com)の受信設定をお願いします。
お問い合わせ先:080-5187-3465(古市:ふるいち)

主催:文の子の会 協力:文京区特別支援学級連絡協議会 後援:文京区

「文の子の会」会則

29.1.16 改定版

(名称・事務所)

- 第 1 条 1 本会の名称を「文の子の会」とする。
2 本会の事務所を会長宅 に設置する。

(目的)

- 第 2 条 1 特別な支援、配慮を必要とする児童（0歳から18歳）が「文の京」をふるさととする子どもとして日々健やかに成長でき、地域で分け隔てなく権利が保障され、伸びやかに楽しく学校生活を送れ、かつ主体的に参加できる社会環境の整備をめざす。
2 特別な支援、配慮を必要とする児童の保護者は、子どもたちの権利が保障されるよう努力するとともに、「文の京」で安心して子育てができ、心理的にも社会的にも負担の少ない環境づくりをめざす。
3 特別な支援、配慮を必要とする児童が学齢期後も住み慣れた地域で権利を保障され、主体的に社会生活を送ることができる環境の整備をめざす。

(活動内容)

- 第 3 条 前条の目的を達成するために、以下について関係官公庁と連携・連絡を密にするとともに施策提案、講演会、親睦会などを行い、施策の推進を図る。
- (1) 特別支援教育の推進及び啓発
 - (2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブな教育の実現
 - (3) 障害の有無等で分け隔てない放課後・長期休暇等の際の居場所確保
 - (4) 子育て支援の充実

(活動方針)

- 第 4 条 本会は、前 2 条の目的および第 3 条の活動内容を行うにあたって、次の方針に基づき活動する。
- (1) 本会は、いかなる営利的、宗教的、政治的事業にも関係しない。
 - (2) 本会は、目的のために他の社会団体や機関と協力するが、いかなる団体、機関からも干渉を受けない。

(会員および会員の資格)

- 第 5 条 本会は、正会員と賛助会員で構成する。
- (1) 正会員は、特別な支援、配慮を必要とする児童を持つ保護者及び会の趣旨に賛同し、活動を共にする者とする。議決権を持つ。入会金、年間維持費の納入あり
 - (2) 賛助会員は、会の趣旨に賛同し活動に協力する者とする。議決権を持たない。
入会金、年間維持費の納入なし

(役員)

- 第 6 条 本会の役員は、次のとおりとする。
- 会長 1 名、 副会長 2 名、 書記 1 名 会計 1 名、 会計監査 1 名

(役員を選出)

- 第 7 条 役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会及び役員会)

第 9 条 1 年 1 回定期総会を行う。また、役員会は必要に応じて臨時総会の招集ができる。

その議決は出席者の多数決とする。

2 総会においては、次の事項の審議と承認を行う。

(1) 活動報告 (2) 年間計画 (3) 決算 (4) 予算及び年間維持費 (5) 役員
(6) その他の必要事項

3 役員会は、第 6 条の役員をもって構成し、本会の執行機関として会務の運営をする。

必要に応じて役員会を随時開催する。

(経費)

第 10 条 本会の活動経費は、会費、その他の収入等によって行う。

(会費)

第 11 条 正会員は入会金 1000 円を納入する。

また年間維持費については必要に応じて納入する。

(会計年度)

第 12 条 会計年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(付則)

第 13 条 1 会員名簿については、個人情報保護のため適切に管理し、会の目的以外には使用しないこととする。

2 本会で「特別な支援、配慮を必要とする児童」の定義は、障害の有無に関わらず、病気、不登校、非行等々で、生活上で「特別な支援、配慮」を必要としている児童とする。

3 役員会において別に内規を定めることができる。

4 本会則の改廃は、総会の議決をもって施行することができる。

・この会則は平成 22 年 1 月 8 日をもって施行する。

平成 26 年 3 月 17 日 以下、会則改定

第 2 条 3 項追加 第 3 条 (2) 追記あり 第 5 条 (1) (2) 変更 第 9 条 1、2 (4) 追記あり

第 11 条 変更

平成 26 年 3 月 17 日施行

平成 29 年 1 月 16 日 以下、会則改定

第 6 条 変更 第 9 条 1 変更

平成 29 年 1 月 16 日施行

平成 29 年度 文の子の会 役員

会 長 井上 美和

副会長 古市 理代

副会長 山野 順一郎

書 記 高橋 真

会 計 石川 良子